

## 子ども・子育て支援新制度について

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、  
「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の  
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこ  
とをいいます。

### 子ども・子育て関連 3 法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び  
小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある  
地域における保育機能の確保に対応します。

2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設と  
しての法的に位置づけます。

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事  
業」）の充実

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家  
庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

4. 市町村が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定、給付・事  
業を実施します。

・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

5. 都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府  
県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

## 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）について

### ①利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

### ②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

### ⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### ⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

### ⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業